

# 参 考 資 料

令和 3 年 12 月

市 議 会 定 例 会

# 目 次

|          | 内 容                                   | 頁  |
|----------|---------------------------------------|----|
| 議案第 63 号 | 寝屋川市個人情報保護条例の一部改正                     | 1  |
| 議案第 64 号 | 寝屋川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正 | 3  |
| 議案第 65 号 | 寝屋川市国民健康保険条例の一部改正                     | 7  |
| 議案第 66 号 | 寝屋川市有料自転車駐車場条例の一部改正                   | 13 |
| 議案第 67 号 | 寝屋川市立市民体育館条例の一部改正                     | 20 |
| 議案第 74 号 | 工事請負契約の締結（寝屋川市総合センター解体外工事）            | 24 |
| 議案第 75 号 | 工事請負契約の締結（寝屋川市第四中学校区小中一貫校施設整備工事）      | 28 |
| 議案第 76 号 | 工事請負契約の変更                             | 32 |
| 議案第 77 号 | 指定管理者の指定（寝屋川市営住宅）                     | 33 |
| 議案第 78 号 | 指定管理者の指定及び指定管理者の指定期間の変更（寝屋川市有料自転車駐車場） | 38 |

## 寝屋川市個人情報保護条例の一部改正

### 1 改正理由

『番号法』(『行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律』)の改正(『デジタル庁設置法』及び『デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律』による『番号法』の改正)により、「情報提供ネットワークシステム」\*の設置・管理者が総務大臣から内閣総理大臣に改められたこと及び引用する『番号法』の条項が移動したことに伴い、所要の規定の整理を行うため、一部改正を行う。

\* 『番号法』では、「情報提供ネットワークシステム」を介して、国の機関や地方公共団体が情報のやりとりを行う仕組みが設けられている。

### 2 改正内容

#### (1) 情報提供等記録に記録された特定個人情報の訂正に係る通知

(第29条の9関係)

特定個人情報(個人番号を含む個人情報)を訂正する場合における通知先について、「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改めるとともに、『番号法』の引用条項について整理を行う。

#### (2) 附則

施行期日 公布の日

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

# 寝屋川市個人情報保護条例

No.1

| 改正案   | 現行  |
|---|---|
| <p>(情報提供等記録に記録された特定個人情報の訂正に係る通知)<br/>           第29条の9 実施機関が保有する情報提供等記録に記録された特定個人情報に関する第22条第3項の規定の適用については、同項中「<u>に対し</u>」とあるのは、「並びに<u>内閣総理大臣</u>及び番号法第19条第8号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。）<u>に対し</u>」とする。</p> <p>附 則<br/>           この条例は、公布の日から施行する。</p> | <p>(情報提供等記録に記録された特定個人情報の訂正に係る通知)<br/>           第29条の9 実施機関が保有する情報提供等記録に記録された特定個人情報に関する第22条第3項の規定の適用については、同項中「<u>に対し</u>」とあるのは、「並びに<u>総務大臣</u>及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。）<u>に対し</u>」とする。</p> |

(議案第 64 号関係)

## 寝屋川市特別職の職員で非常勤のもの の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改 正

### 1 改正理由

消防団の消防団員の報酬の額の改定等を行うため、一部改正を行う。

※ 『消防組法』第37条の規定に基づく助言として、総務省消防庁長官が策定した『非常勤消防団員の報酬等の基準』（【参考】参照）を踏まえ、当該報酬の額の改定等を行う。

### 2 改正内容

#### (1) 報酬(第2条関係)

ア 消防団員の年額報酬の額を36,500円とする。〔現行=24,000円〕

イ 消防団員の出勤報酬に、「災害に関する場合」における1日当たり8,000円の出勤報酬を新設する。

#### (2) 附則

施行期日 令和4年4月1日

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

#### 【参考】

『非常勤消防団員の報酬等の基準』(抄)

〔総務省消防庁長官 策定(令和3年4月)〕

第1 非常勤消防団員の報酬の種類は、出勤回数によらず年額により支払われる年額報酬及び出勤に応じて支払われる出勤報酬の二種類とする。(略)

第2 年額報酬の額は、「消防団員の階級の基準」（昭和39年消防庁告示第5号）に定める「団員」階級の者については、年額36,500円を標準とする。「団員」より上位の階級にある者等については、市町村(略)において、業務の負荷や職責等を勘案し、標準額と均衡のとれた額となるよう定める。

第3 出勤報酬の額は、災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）に関する出勤については、1日当たり8,000円を標準とする。災害以外の出勤については、市町村において、出勤の態様（訓練や警戒等）や業務の負荷、活動時間等を勘案し、標準額と均衡のとれた額となるよう定める。

第4・第5 （略）

\* この基準に係る留意点として、「この基準は、令和4年4月1日から適用すること」とされている。

# 寝屋川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

No.1

| 改正案  | 現 行  |
|--|--|
| <p>(報酬)</p> <p>第2条 委員等には、次の各号の区分により、当該各号に掲げる報酬を支給する。</p> <p>(1)~(14) (略)</p> <p>(15) 消防団</p> <p>団長 年額 153,000 円</p> <p>副団長 年額 95,000 円</p> <p>分団長 年額 72,000 円</p> <p>副分団長 年額 45,000 円</p> <p>班長 年額 41,000 円</p> <p>団員 年額 <u>36,500 円</u></p> <p>団員出動</p> <p>ア 水・火災(警戒)の場合</p> <p>(7) 1回につき4時間以内 2,300 円</p> <p>(1) 1回につき4時間を超える場合 3,200 円</p> <p>イ 訓練の場合</p> <p>(7) 1回につき4時間以内 2,300 円</p> <p>(1) 1回につき4時間を超える場合 3,200 円</p> <p>ウ 災害に関する場合 <u>日額 8,000 円</u></p> <p>技術者(ポンプ自動車及び動力ポンプ)</p> <p>年額 22,000 円以内</p> <p>(16)~(18) (略)</p> | <p>(報酬)</p> <p>第2条 委員等には、次の各号の区分により、当該各号に掲げる報酬を支給する。</p> <p>(1)~(14) (略)</p> <p>(15) 消防団</p> <p>団長 年額 153,000 円</p> <p>副団長 年額 95,000 円</p> <p>分団長 年額 72,000 円</p> <p>副分団長 年額 45,000 円</p> <p>班長 年額 41,000 円</p> <p>団員 年額 <u>24,000 円</u></p> <p>団員出動</p> <p>ア 水・火災(警戒)の場合</p> <p>(7) 1回につき4時間以内 2,300 円</p> <p>(1) 1回につき4時間を超える場合 3,200 円</p> <p>イ 訓練の場合</p> <p>(7) 1回につき4時間以内 2,300 円</p> <p>(1) 1回につき4時間を超える場合 3,200 円</p> <p>技術者(ポンプ自動車及び動力ポンプ)</p> <p>年額 22,000 円以内</p> <p>(16)~(18) (略)</p> |

| 改正案                                    | 現行      |
|--|---------|
| 2～4 (略)<br>附則<br>この条例は、令和4年4月1日から施行する。 | 2～4 (略) |



## 寝屋川市国民健康保険条例の一部改正

### 1 改正理由

『全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令』による『国民健康保険法施行令』の改正(「未就学児の被保険者均等割額の減額」に関する規定の新設)を踏まえ、一般被保険者又は退職被保険者等に係る「基礎賦課額」及び「後期高齢者支援金等賦課額」の算定に当たって、未就学児の被保険者均等割額を減額することとする等のため、一部改正を行う。

### 2 主な改正内容

#### (1) 出産育児一時金(第9条関係)

出産育児一時金の額を408,000円とする。〔現行=404,000円〕

#### (2) 未就学児の被保険者均等割額の減額(第23条関係)

一般被保険者又は退職被保険者等に係る「基礎賦課額」及び「後期高齢者支援金等賦課額」の算定に当たって、世帯に未就学児(6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者)がある場合には、当該世帯の世帯主に対して賦課する被保険者均等割額を減額するものとする。〔減額する額は、当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額(第22条の2の規定による「低所得者の保険料の減額」を行うときは、その減額後の被保険者均等割額)に10分の5を乗じて得た額とする。〕

#### (3) 附則

##### ア 施行期日

令和4年4月1日((1)及びイ(ア)の経過措置は、令和4年1月1日)

##### イ 経過措置

(ア) (1)は、令和4年1月1日以後に被保険者が出産したときにおける出産育児一時金の支給について適用する。

(イ) (2)は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用する。

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

# 寝屋川市国民健康保険条例

No.1

| 改正案   | 現行  |
|---|---|
| <p>(出産育児一時金)</p> <p>第9条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>408,000円</u>を支給する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第15条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。))以外の被保険者をいう。以下同じ。))に係る基礎賦課額(第22条の2及び第23条の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。))は、第1号に掲げる合算額の見込額から第2号に掲げる合算額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 法第81条の2第5項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額</p> <p>エ 法第81条の2第10項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額</p> <p>オ・カ (略)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> | <p>(出産育児一時金)</p> <p>第9条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>404,000円</u>を支給する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第15条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。))以外の被保険者をいう。以下同じ。))に係る基礎賦課額(第22条の2)の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。))は、第1号に掲げる合算額の見込額から第2号に掲げる合算額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 法第81条の2第4項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額</p> <p>エ 法第81条の2第9項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額</p> <p>オ・カ (略)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> |

| 改正案  | 現行   |
|--|--|
| <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（次に掲げる額の合算額を除く。）の額</p> <p>(7) 法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)</p> <p>第19条の5の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第22条の2及び第23条の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合）にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金を除く。）の額</p> | <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（次に掲げる額の合算額を除く。）の額</p> <p>(7) 法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)</p> <p>第19条の5の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第22条の2の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合）にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額</p> |

| 改正案   | 現行  |
|---|---|
| <p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第22条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第16条第1項又は第19条の2第1項の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が610,000円を超える場合には、610,000円）とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(未就学児の被保険者均等割額の減額)</p> <p>第23条 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第19条又は第19条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額とする（第4項に掲げる場合を除く。）。</p> <p>2 第19条第2項及び第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第19条第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第19条又は第19条の4」とあるのは「第19条の5の5又は第19条の5の8」と、前項中「第19条第2項」とあるのは「第19条の5の5第</p> | <p>(保険料の減額)</p> <p>第22条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第16条第1項又は第19条の2第1項の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が610,000円を超える場合には、610,000円）とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第23条 削除</p> |

| 改正案  | 現行 |
|--|----|
| <p>2項」と読み替えるものとする。</p> <p>4 <u>当該年度において、第22条の2に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第19条又は第19条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第22条の2第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（同条第2項において準用する第19条第2項の規定により端数の切上げを行つた後の額とする。）を控除して得た額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額とする。</u></p> <p>5 <u>第19条第2項及び第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第19条第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。</u></p> <p>6 <u>前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第19条又は第19条の4」とあるのは「第19条の5の5又は第19条の5の8」と、「同条第2項」とあるのは「同条第3項」と、「第19条第2項」とあるのは「第19条の5の5第2項」と、前項中「第19条第2項」とあるのは「第19条の5の5第2項」と読み替えるものとする。</u></p> |    |

| 改正案   | 現行 |
|---|----|
| <p>附則<br/>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第9条第1項の改正規定及び次項の規定は、同年1月1日から施行する。<br/>(経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の寝屋川市国民健康保険条例（以下「新条例」という。）第9条第1項の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日以後に被保険者が出産したときにおける出産育児一時金の支給について適用し、同日前に被保険者が出産したときにおける出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。</p> <p>3 新条例第23条の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。</p> |    |

## 寝屋川市有料自転車駐車場条例の一部改正

### 1 改正理由

令和4年4月1日付けで公益財団法人自転車駐車場整備センターから無償で譲渡される「萱島駅」・「香里園駅」・「寝屋川公園駅」の各鉄道駅付近に所在する自転車駐車場(7か所)について、これらを寝屋川市の有料自転車駐車場として設置することとするため、一部改正を行う。〔なお、当該自転車駐車場の管理は、現行の寝屋川市の有料自転車駐車場(6か所)と同様、指定管理者が行うものとする。〕

※ 公益財団法人自転車駐車場整備センターは、「地方公共団体から無償で提供を受けた土地に自転車駐車場を建設して、一定の期間、その管理運営を行った後、これを当該地方公共団体に無償で譲渡する」という事業を行っている。

### 2 改正内容

#### (1) 名称及び位置(第2条関係)

次のとおり、有料の自転車駐車場を追加する。

| 名 称           | 位 置            |
|---------------|----------------|
| 萱島駅前第1自転車駐車場  | 寝屋川市萱島本町20番1号  |
| 萱島駅前第2自転車駐車場  | 寝屋川市萱島信和町官有無番地 |
| 萱島駅前第3自転車駐車場  | 寝屋川市萱島本町官有無番地  |
| 萱島駅前第5自転車駐車場  | 寝屋川市萱島信和町官有無番地 |
| 萱島駅前第6自転車駐車場  | 寝屋川市萱島本町官有無番地  |
| 香里園駅前第3自転車駐車場 | 寝屋川市香里新町10番2号  |
| 寝屋川公園駅自転車駐車場  | 寝屋川市打上新町8番15号  |

#### (2) 附則

##### ア 施行期日

令和4年4月1日(イの準備行為は、公布の日)

イ 準備行為

指定管理者の指定その他(1)に掲げる自転車駐車場の管理に関し必要な行為は、施行期日前においても行うことができる。

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

【自転車駐車場位置図 = 17ページ~19ページ】



# 寝屋川市有料自転車駐車場条例

No.1

| 改正案  | 現行                  |    |                    |                   |                    |              |                    |              |                    |                     |                    |             |                  |             |                  |                  |                  |                   |                  |                  |             |            |  |    |    |                    |                   |                    |              |                    |              |                    |                     |                    |             |                  |             |      |  |      |  |      |  |      |  |
|--|---------------------|----|--------------------|-------------------|--------------------|--------------|--------------------|--------------|--------------------|---------------------|--------------------|-------------|------------------|-------------|------------------|------------------|------------------|-------------------|------------------|------------------|-------------|------------|--|----|----|--------------------|-------------------|--------------------|--------------|--------------------|--------------|--------------------|---------------------|--------------------|-------------|------------------|-------------|------|--|------|--|------|--|------|--|
| <p>(名称及び位置)<br/>第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名称</th> <th style="width: 40%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>寝屋川市駅前第1自転車<br/>駐車場</td> <td>寝屋川市東大和町官有無<br/>番地</td> </tr> <tr> <td>寝屋川市駅前第2自転車<br/>駐車場</td> <td>寝屋川市桜木町5番65号</td> </tr> <tr> <td>寝屋川市駅前第3自転車<br/>駐車場</td> <td>寝屋川市桜木町5番18号</td> </tr> <tr> <td>寝屋川市駅前第4自転車<br/>駐車場</td> <td>寝屋川市早子町132番地の<br/>15</td> </tr> <tr> <td>寝屋川市駅前第6自転車<br/>駐車場</td> <td>寝屋川市八坂町3番1号</td> </tr> <tr> <td>寝屋川市駅西自転車駐車<br/>場</td> <td>寝屋川市錦町官有無番地</td> </tr> <tr> <td>萱島駅前第1自転車駐車<br/>場</td> <td>萱島市萱島本町20番1<br/>号</td> </tr> <tr> <td>萱島駅前第2自転車駐車<br/>場</td> <td>萱島市萱島信和町官有<br/>無番地</td> </tr> <tr> <td>萱島駅前第3自転車駐車<br/>場</td> <td>萱島市萱島本町官有無<br/>番地</td> </tr> <tr> <td>萱島駅前第5自転車駐車</td> <td>萱島市萱島信和町官有</td> </tr> </tbody> </table> | 名称                  | 位置 | 寝屋川市駅前第1自転車<br>駐車場 | 寝屋川市東大和町官有無<br>番地 | 寝屋川市駅前第2自転車<br>駐車場 | 寝屋川市桜木町5番65号 | 寝屋川市駅前第3自転車<br>駐車場 | 寝屋川市桜木町5番18号 | 寝屋川市駅前第4自転車<br>駐車場 | 寝屋川市早子町132番地の<br>15 | 寝屋川市駅前第6自転車<br>駐車場 | 寝屋川市八坂町3番1号 | 寝屋川市駅西自転車駐車<br>場 | 寝屋川市錦町官有無番地 | 萱島駅前第1自転車駐車<br>場 | 萱島市萱島本町20番1<br>号 | 萱島駅前第2自転車駐車<br>場 | 萱島市萱島信和町官有<br>無番地 | 萱島駅前第3自転車駐車<br>場 | 萱島市萱島本町官有無<br>番地 | 萱島駅前第5自転車駐車 | 萱島市萱島信和町官有 | <p>(名称及び位置)<br/>第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名称</th> <th style="width: 40%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>寝屋川市駅前第1自転車<br/>駐車場</td> <td>寝屋川市東大和町官有無<br/>番地</td> </tr> <tr> <td>寝屋川市駅前第2自転車<br/>駐車場</td> <td>寝屋川市桜木町5番65号</td> </tr> <tr> <td>寝屋川市駅前第3自転車<br/>駐車場</td> <td>寝屋川市桜木町5番18号</td> </tr> <tr> <td>寝屋川市駅前第4自転車<br/>駐車場</td> <td>寝屋川市早子町132番地の<br/>15</td> </tr> <tr> <td>寝屋川市駅前第6自転車<br/>駐車場</td> <td>寝屋川市八坂町3番1号</td> </tr> <tr> <td>寝屋川市駅西自転車駐車<br/>場</td> <td>寝屋川市錦町官有無番地</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 名称 | 位置 | 寝屋川市駅前第1自転車<br>駐車場 | 寝屋川市東大和町官有無<br>番地 | 寝屋川市駅前第2自転車<br>駐車場 | 寝屋川市桜木町5番65号 | 寝屋川市駅前第3自転車<br>駐車場 | 寝屋川市桜木町5番18号 | 寝屋川市駅前第4自転車<br>駐車場 | 寝屋川市早子町132番地の<br>15 | 寝屋川市駅前第6自転車<br>駐車場 | 寝屋川市八坂町3番1号 | 寝屋川市駅西自転車駐車<br>場 | 寝屋川市錦町官有無番地 | (新設) |  | (新設) |  | (新設) |  | (新設) |  |
| 名称   | 位置                  |    |                    |                   |                    |              |                    |              |                    |                     |                    |             |                  |             |                  |                  |                  |                   |                  |                  |             |            |  |    |    |                    |                   |                    |              |                    |              |                    |                     |                    |             |                  |             |      |  |      |  |      |  |      |  |
| 寝屋川市駅前第1自転車<br>駐車場   | 寝屋川市東大和町官有無<br>番地   |    |                    |                   |                    |              |                    |              |                    |                     |                    |             |                  |             |                  |                  |                  |                   |                  |                  |             |            |  |    |    |                    |                   |                    |              |                    |              |                    |                     |                    |             |                  |             |      |  |      |  |      |  |      |  |
| 寝屋川市駅前第2自転車<br>駐車場   | 寝屋川市桜木町5番65号        |    |                    |                   |                    |              |                    |              |                    |                     |                    |             |                  |             |                  |                  |                  |                   |                  |                  |             |            |  |    |    |                    |                   |                    |              |                    |              |                    |                     |                    |             |                  |             |      |  |      |  |      |  |      |  |
| 寝屋川市駅前第3自転車<br>駐車場   | 寝屋川市桜木町5番18号        |    |                    |                   |                    |              |                    |              |                    |                     |                    |             |                  |             |                  |                  |                  |                   |                  |                  |             |            |  |    |    |                    |                   |                    |              |                    |              |                    |                     |                    |             |                  |             |      |  |      |  |      |  |      |  |
| 寝屋川市駅前第4自転車<br>駐車場   | 寝屋川市早子町132番地の<br>15 |    |                    |                   |                    |              |                    |              |                    |                     |                    |             |                  |             |                  |                  |                  |                   |                  |                  |             |            |  |    |    |                    |                   |                    |              |                    |              |                    |                     |                    |             |                  |             |      |  |      |  |      |  |      |  |
| 寝屋川市駅前第6自転車<br>駐車場   | 寝屋川市八坂町3番1号         |    |                    |                   |                    |              |                    |              |                    |                     |                    |             |                  |             |                  |                  |                  |                   |                  |                  |             |            |  |    |    |                    |                   |                    |              |                    |              |                    |                     |                    |             |                  |             |      |  |      |  |      |  |      |  |
| 寝屋川市駅西自転車駐車<br>場   | 寝屋川市錦町官有無番地         |    |                    |                   |                    |              |                    |              |                    |                     |                    |             |                  |             |                  |                  |                  |                   |                  |                  |             |            |  |    |    |                    |                   |                    |              |                    |              |                    |                     |                    |             |                  |             |      |  |      |  |      |  |      |  |
| 萱島駅前第1自転車駐車<br>場   | 萱島市萱島本町20番1<br>号    |    |                    |                   |                    |              |                    |              |                    |                     |                    |             |                  |             |                  |                  |                  |                   |                  |                  |             |            |  |    |    |                    |                   |                    |              |                    |              |                    |                     |                    |             |                  |             |      |  |      |  |      |  |      |  |
| 萱島駅前第2自転車駐車<br>場   | 萱島市萱島信和町官有<br>無番地   |    |                    |                   |                    |              |                    |              |                    |                     |                    |             |                  |             |                  |                  |                  |                   |                  |                  |             |            |  |    |    |                    |                   |                    |              |                    |              |                    |                     |                    |             |                  |             |      |  |      |  |      |  |      |  |
| 萱島駅前第3自転車駐車<br>場   | 萱島市萱島本町官有無<br>番地    |    |                    |                   |                    |              |                    |              |                    |                     |                    |             |                  |             |                  |                  |                  |                   |                  |                  |             |            |  |    |    |                    |                   |                    |              |                    |              |                    |                     |                    |             |                  |             |      |  |      |  |      |  |      |  |
| 萱島駅前第5自転車駐車  | 萱島市萱島信和町官有          |    |                    |                   |                    |              |                    |              |                    |                     |                    |             |                  |             |                  |                  |                  |                   |                  |                  |             |            |  |    |    |                    |                   |                    |              |                    |              |                    |                     |                    |             |                  |             |      |  |      |  |      |  |      |  |
| 名称   | 位置                  |    |                    |                   |                    |              |                    |              |                    |                     |                    |             |                  |             |                  |                  |                  |                   |                  |                  |             |            |  |    |    |                    |                   |                    |              |                    |              |                    |                     |                    |             |                  |             |      |  |      |  |      |  |      |  |
| 寝屋川市駅前第1自転車<br>駐車場   | 寝屋川市東大和町官有無<br>番地   |    |                    |                   |                    |              |                    |              |                    |                     |                    |             |                  |             |                  |                  |                  |                   |                  |                  |             |            |  |    |    |                    |                   |                    |              |                    |              |                    |                     |                    |             |                  |             |      |  |      |  |      |  |      |  |
| 寝屋川市駅前第2自転車<br>駐車場   | 寝屋川市桜木町5番65号        |    |                    |                   |                    |              |                    |              |                    |                     |                    |             |                  |             |                  |                  |                  |                   |                  |                  |             |            |  |    |    |                    |                   |                    |              |                    |              |                    |                     |                    |             |                  |             |      |  |      |  |      |  |      |  |
| 寝屋川市駅前第3自転車<br>駐車場   | 寝屋川市桜木町5番18号        |    |                    |                   |                    |              |                    |              |                    |                     |                    |             |                  |             |                  |                  |                  |                   |                  |                  |             |            |  |    |    |                    |                   |                    |              |                    |              |                    |                     |                    |             |                  |             |      |  |      |  |      |  |      |  |
| 寝屋川市駅前第4自転車<br>駐車場   | 寝屋川市早子町132番地の<br>15 |    |                    |                   |                    |              |                    |              |                    |                     |                    |             |                  |             |                  |                  |                  |                   |                  |                  |             |            |  |    |    |                    |                   |                    |              |                    |              |                    |                     |                    |             |                  |             |      |  |      |  |      |  |      |  |
| 寝屋川市駅前第6自転車<br>駐車場   | 寝屋川市八坂町3番1号         |    |                    |                   |                    |              |                    |              |                    |                     |                    |             |                  |             |                  |                  |                  |                   |                  |                  |             |            |  |    |    |                    |                   |                    |              |                    |              |                    |                     |                    |             |                  |             |      |  |      |  |      |  |      |  |
| 寝屋川市駅西自転車駐車<br>場   | 寝屋川市錦町官有無番地         |    |                    |                   |                    |              |                    |              |                    |                     |                    |             |                  |             |                  |                  |                  |                   |                  |                  |             |            |  |    |    |                    |                   |                    |              |                    |              |                    |                     |                    |             |                  |             |      |  |      |  |      |  |      |  |
| (新設)   |                     |    |                    |                   |                    |              |                    |              |                    |                     |                    |             |                  |             |                  |                  |                  |                   |                  |                  |             |            |  |    |    |                    |                   |                    |              |                    |              |                    |                     |                    |             |                  |             |      |  |      |  |      |  |      |  |
| (新設)   |                     |    |                    |                   |                    |              |                    |              |                    |                     |                    |             |                  |             |                  |                  |                  |                   |                  |                  |             |            |  |    |    |                    |                   |                    |              |                    |              |                    |                     |                    |             |                  |             |      |  |      |  |      |  |      |  |
| (新設)   |                     |    |                    |                   |                    |              |                    |              |                    |                     |                    |             |                  |             |                  |                  |                  |                   |                  |                  |             |            |  |    |    |                    |                   |                    |              |                    |              |                    |                     |                    |             |                  |             |      |  |      |  |      |  |      |  |
| (新設)   |                     |    |                    |                   |                    |              |                    |              |                    |                     |                    |             |                  |             |                  |                  |                  |                   |                  |                  |             |            |  |    |    |                    |                   |                    |              |                    |              |                    |                     |                    |             |                  |             |      |  |      |  |      |  |      |  |

| 改正案           |               | 現行   |  |
|---------------|---------------|------|--|
| 場             | 無番地           |      |  |
| 萱島駅前第6自転車駐車場  | 寝屋川市萱島本町官有無番地 | (新設) |  |
| 香里園駅前第3自転車駐車場 | 寝屋川市香里新町10番2号 | (新設) |  |
| 寝屋川公園駅自転車駐車場  | 寝屋川市打上新町8番15号 | (新設) |  |

附 則

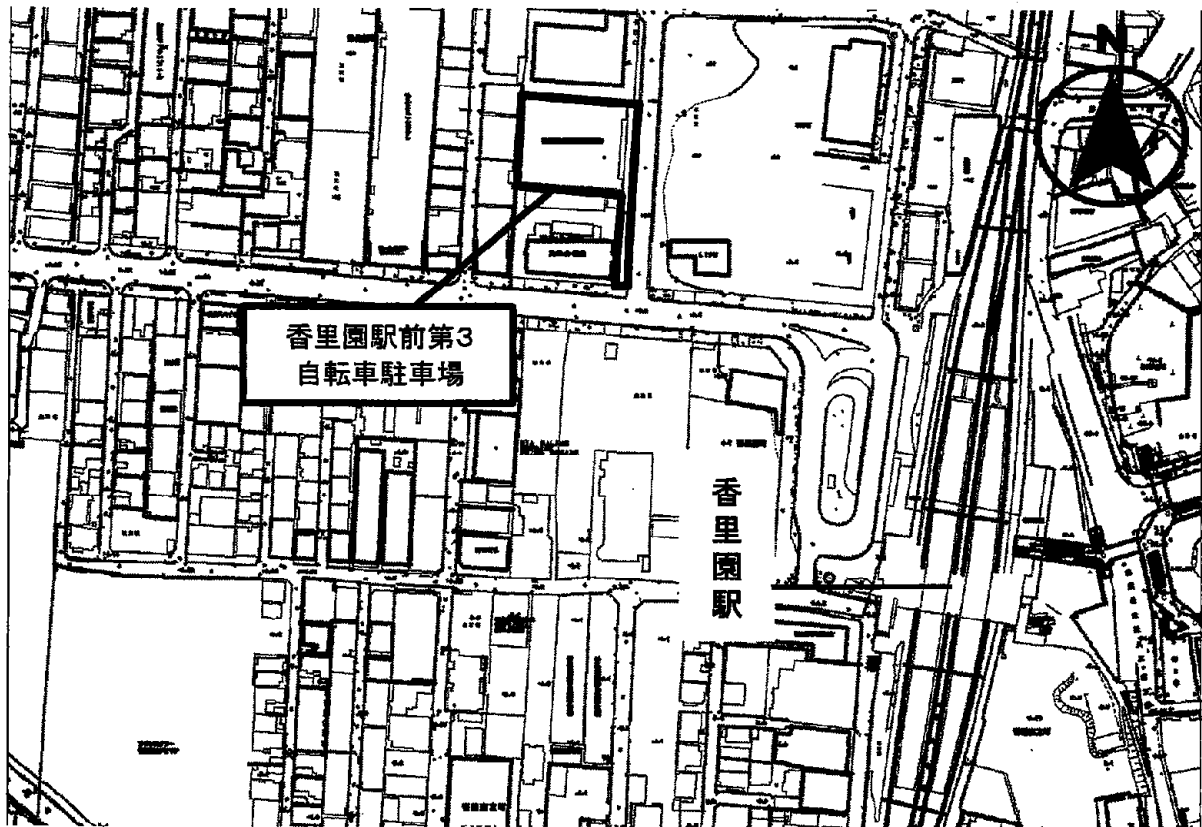
(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。  
(準備行為)
- 2 萱島駅前第1自転車駐車場、萱島駅前第2自転車駐車場、萱島駅前第3自転車駐車場、萱島駅前第5自転車駐車場、萱島駅前第6自転車駐車場、香里園駅前第3自転車駐車場及び寝屋川公園駅自転車駐車場の管理に係る指定管理者の指定その他これらの自転車駐車場の管理に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

自転車駐車場位置図(萱島駅)



自転車駐車場位置図(香里園駅)



自転車駐車場位置図(寝屋川公園駅)



【参考】

自転車駐車場位置図(寝屋川市駅)



## 寝屋川市立市民体育館条例の一部改正

### 1 改正理由

寝屋川市において体育館がスポーツに関する施策の総合的な推進及び多様なスポーツの機会の確保に重要な役割を担う施設であることに鑑み、『寝屋川市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例』第6条第1項の規定に基づき、所定の要件に該当する団体を指定管理者の候補者として選定するものとするため、一部改正を行う。

#### 【参考】

『寝屋川市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例』

(指定管理者の候補者の選定の特例)

第6条 市長〔第15条の規定により「教育委員会」とする。〕は、当該公の施設に関し、その設置の目的、管理における経緯等を踏まえ、別に条例で定める団体に公の施設の管理を行わせることにより、当該公の施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができるものと認める場合においては、第2条〔指定管理者の公募〕、第3条〔指定管理者の指定の申請〕及び前条〔指定管理者の候補者の選定〕の規定にかかわらず、第2条の規定による公募をしないで、当該団体を指定管理者の候補者として選定することができる。

2・3 〔略〕

### 2 改正内容

#### (1) 指定管理者の候補者の選定（改正後の第5条の2関係）

教育委員会は、『寝屋川市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例』第6条第1項の規定に基づき、次のいずれにも該当する団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

ア 寝屋川市におけるスポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とするものであること。

イ 各種の市民スポーツ団体（市民が主体的にスポーツ活動を行っている団体）により組織されたものであること。

(2) 附則

ア 施行期日

公布の日

イ 『寝屋川市公の施設に係る指定管理者選定委員会に関する条例』の一部  
改正

教育委員会の附属機関としての「寝屋川市立市民体育館指定管理者選定  
委員会」を廃止する。

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

# 寝屋川市立市民体育館条例

No.1

| 改正案  | 現行          |
|--|-------------|
| <p><u>(指定管理者の候補者の選定)</u><br/> <u>第5条の2</u> 教育委員会は、寝屋川市において体育館がスポーツに関する施策の総合的な推進及び多様なスポーツの機会の確保に重要な役割を担う施設であることに鑑み、寝屋川市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成29年寝屋川市条例第29号）第6条第1項の規定に基づき、次の各号のいずれにも該当する団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。</p> <p>(1) 寝屋川市におけるスポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とするものであること。</p> <p>(2) 各種の市民スポーツ団体（市民が主体的にスポーツ活動を行っている団体をいう。）により組織されたものであること。</p> <p>附 則<br/>           (施行期日等)<br/>           1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の寝屋川市立市民体育館条例第5条の2の規定は、この条例の施行の日以後に指定管理者の候補者を選定する場合について適用する。<br/>           (寝屋川市公の施設に係る指定管理者選定委員会に関する条例の一部改正)</p> | <p>(新設)</p> |



改正案

現行

2 寝屋川市公の施設に係る指定管理者選定委員会に関する条例（平成 29 年寝屋川市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

|                        |                         |
|------------------------|-------------------------|
| 寝屋川市野外活動センター指定管理者選定委員会 | 寝屋川市野外活動センター指定管理者選定委員会  |
| 寝屋川市立市民体育館指定管理者選定委員会   | 寝屋川市立地域交流センター指定管理者選定委員会 |

別表中

を

|                        |                         |
|------------------------|-------------------------|
| 寝屋川市野外活動センター指定管理者選定委員会 | 寝屋川市立地域交流センター指定管理者選定委員会 |
|------------------------|-------------------------|

に改める。

(議案第 74 号関係)

## 工 事 請 負 契 約 の 締 結

工 事 名 寝屋川市総合センター解体外工事

入札参加者等

(単位：円)

|      | 入札参加者             | 入札額         | 摘要 | 落札額<br>(消費税及び地方消費税の額を含む。) |
|------|-------------------|-------------|----|---------------------------|
| (1)  | 青木あすなろ建設株式会社 大阪本店 | 647,000,000 |    |                           |
| (2)  | 株式会社浅沼組 大阪本店      | 583,900,000 | 落札 | 642,290,000               |
| (3)  | 大木建設株式会社 大阪支店     | 630,000,000 |    |                           |
| (4)  | 共立建設株式会社 関西支店     |             | 辞退 |                           |
| (5)  | 栗本建設工業株式会社        | 597,000,000 |    |                           |
| (6)  | 大豊建設株式会社 大阪支店     | 774,000,000 |    |                           |
| (7)  | 東急建設株式会社 関西支店     |             | 辞退 |                           |
| (8)  | 飛島建設株式会社 大阪支店     | 613,800,000 |    |                           |
| (9)  | 株式会社前田組           | 666,000,000 |    |                           |
| (10) | 名工建設株式会社 大阪支店     |             | 辞退 |                           |

※ 本案件について、低入札価格調査制度を適用したところ、最低の入札額が低入札価格調査基準価格に満たなかったため、低入札価格調査を行って落札者を決定した。

[ 予定価格等 ]

予定価格

1,070,914,900円 (内消費税及び地方消費税の額 97,355,900円)

低入札価格調査基準価格

931,695,600円 (内消費税及び地方消費税の額 84,699,600円)

経 過

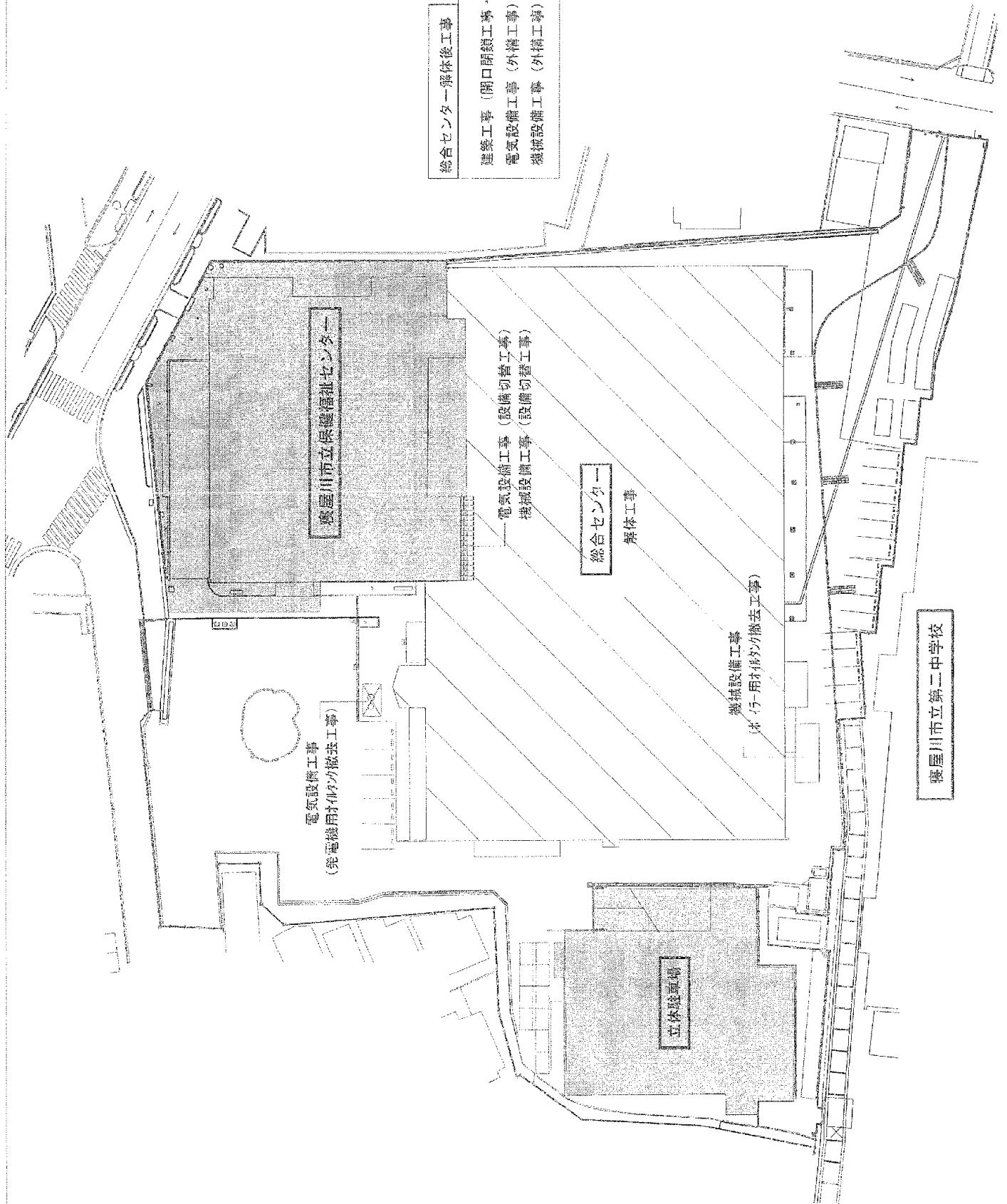
|                            |                 |
|----------------------------|-----------------|
| 令和3年6月25日                  | 制限付一般競争入札の公告    |
| 令和3年6月28日<br>）<br>令和3年7月1日 | 入札参加資格審査申請書提出期間 |
| 令和3年7月30日<br>）<br>令和3年8月2日 | 入 札             |
| 令和3年8月3日                   | 開 札             |
| 令和3年10月26日                 | 仮契約の締結          |

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第5号

寝屋川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条





寝屋川市立休遊戯場

電気設備工事  
(発電機用材の撤去工事)

電気設備工事 (設備切替工事)  
機械設備工事 (設備切替工事)

総合センター  
解体工事

総合センター解体後工事  
建築工事 (開口閉鎖工事・外構工事)  
電気設備工事 (外構工事)  
機械設備工事 (外構工事)

機械設備工事  
(水行用材の撤去工事)

寝屋川市立第二中学校

立休遊戯場

(議案第 75 号関係)

## 工 事 請 負 契 約 の 締 結

工 事 名 寝屋川市第四中学校区小中一貫校施設整備工事

入札参加者等

(単位：円)

|     | 入札参加者          | 入札額           | 摘要 | 落札額<br>(消費税及び地方消費税の額を含む。) |
|-----|----------------|---------------|----|---------------------------|
| (1) | 株式会社奥村組 関西支店   | 7,040,000,000 |    |                           |
| (2) | 株式会社鴻池組 大阪本店   | 6,985,000,000 | 落札 | 7,683,500,000             |
| (3) | 株式会社銭高組 大阪支社   |               | 辞退 |                           |
| (4) | 東急建設株式会社 関西支店  |               | 辞退 |                           |
| (5) | 西松建設株式会社 西日本支社 | 7,280,000,000 |    |                           |

[ 予定価格等 ]

予定価格

8,151,682,000円 (内消費税及び地方消費税の額 741,062,000円)

低入札価格調査基準価格

7,091,962,900円 (内消費税及び地方消費税の額 644,723,900円)

経 過

|                |                 |
|----------------|-----------------|
| 令和3年7月30日      | 制限付一般競争入札の公告    |
| 令和3年8月2日<br>)  | 入札参加資格審査申請書提出期間 |
| 令和3年8月5日       |                 |
| 令和3年10月1日<br>) | 入 札             |
| 令和3年10月4日      |                 |
| 令和3年10月5日      | 開 札             |
| 令和3年10月18日     | 仮契約の締結          |

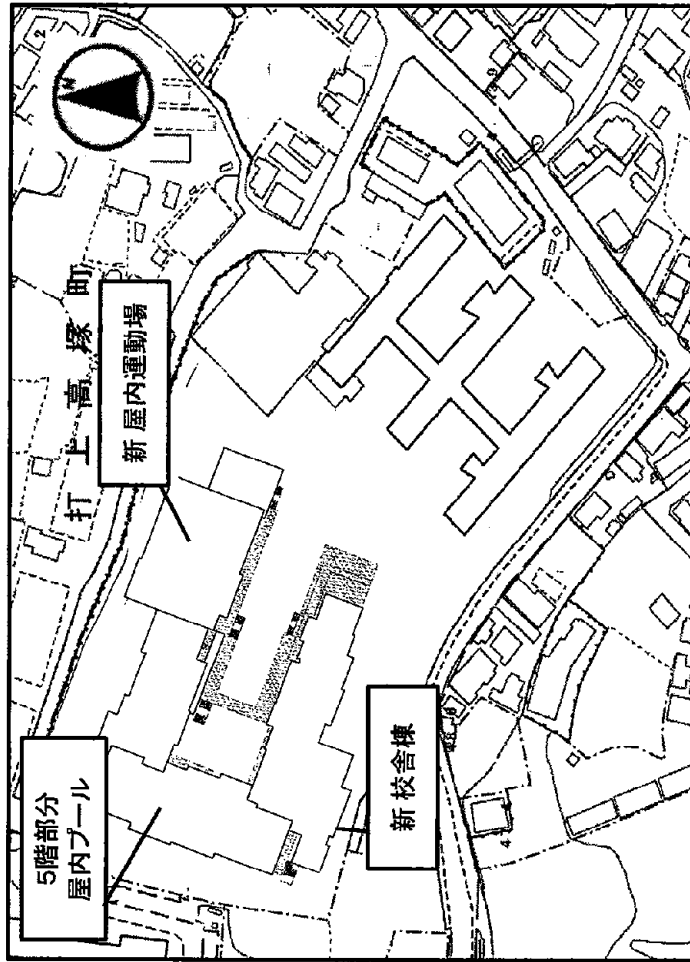
[ 根拠法令 ]

地方自治法第96条第1項第5号

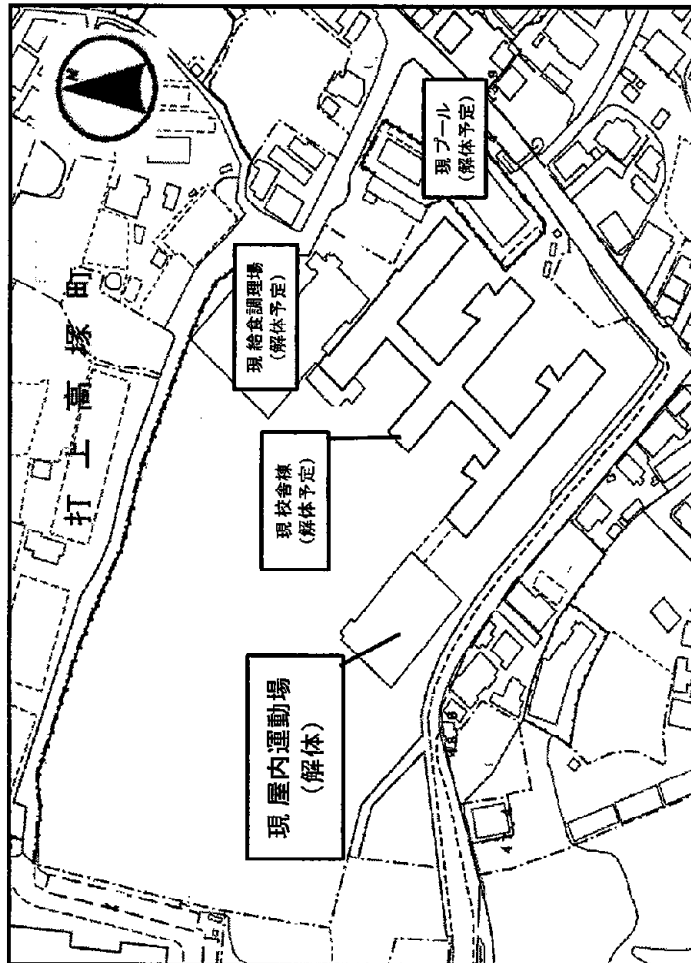
寝屋川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条



第四中学校区小中一貫校



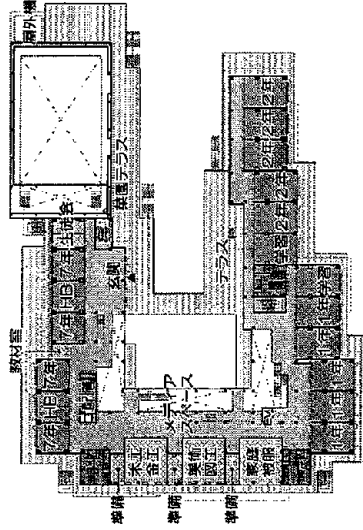
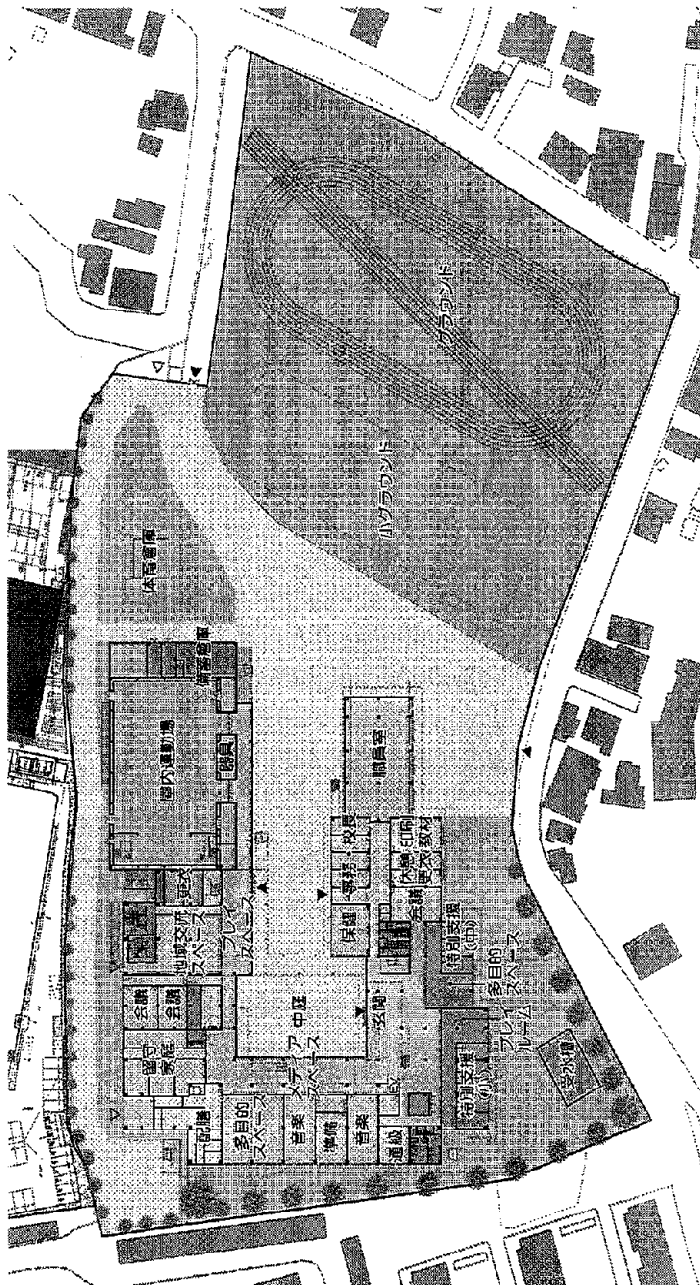
現明和小学校



現明和小学校施設の解体  
 令和4年度・5年度解体  
 令和5年度以降解体予定  
 屋内運動場  
 校舎棟・給食調理場・プール

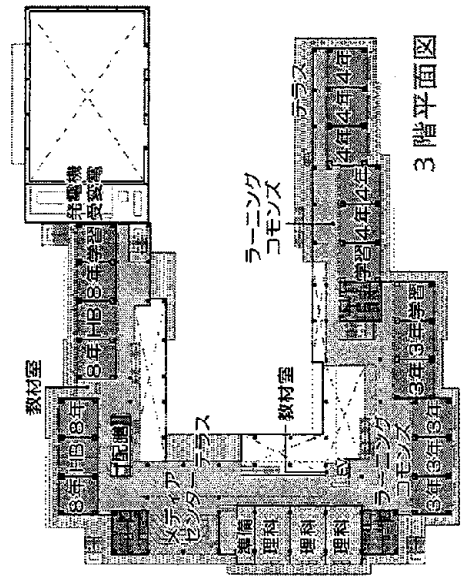


# 第四中学校区小中一貫校 施設 平面図

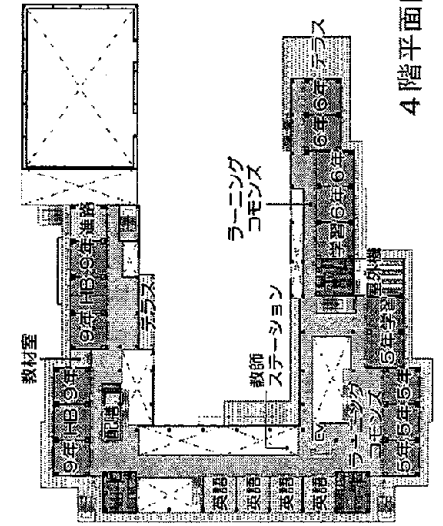


2階平面図

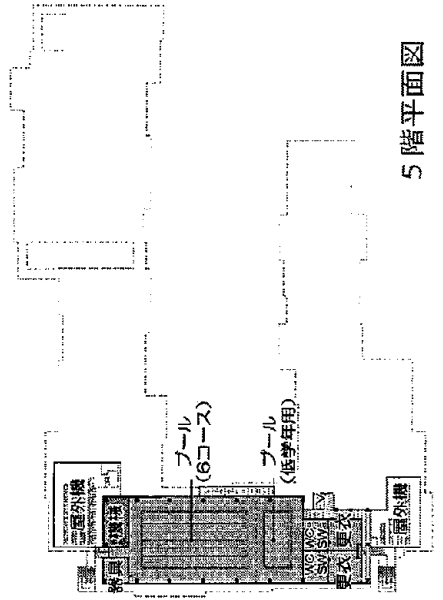
1階平面図



3階平面図



4階平面図



5階平面図

(議案第 76 号関係)

## 工 事 請 負 契 約 の 変 更

工 事 名 旧焼却施設解体工事

変更事項

契約金額

変更前 金871,200,000円  
(内消費税及び地方消費税の額 79,200,000円)

変更後 金890,180,500円  
(内消費税及び地方消費税の額 80,925,500円)

※ 理 由

当該土地の土壌の状況に係る調査において、ダイオキシン類等による汚染状態が所定の基準に適合しないことが判明したことから、当該工事の施工計画を変更した。〔令和3年9月市議会定例会において工事請負契約の変更につき議決を得て、工期の変更を行った。〕そのことに伴い、契約金額を増額する必要を生じたものである。

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第5号

寝屋川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条

(議案第 77 号関係)

## 指 定 管 理 者 の 指 定

(寝屋川市営住宅)

1 施 設

寝屋川市営住宅

2 団 体 (指定管理者の候補者)

株式会社東急コミュニティー

〔所在地 東京都世田谷区用賀四丁目10番1号  
世田谷ビジネススクエアタワー  
代表取締役 雑賀克英〕

3 指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで(5年間)

4 選定手続

『寝屋川市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例』第5条の規定に基づき、寝屋川市営住宅指定管理者選定委員会の意見を聴き審査を行い、指定管理者の候補者として、「株式会社東急コミュニティー」を選定した。

[根拠法令]

地方自治法第244条の2第6項

## 【指定管理者の候補者の選定】

### 1 応募状況

#### (1) 説明会への参加数（説明会 令和3年7月26日実施）

| 法人等の種類 | 計 |
|--------|---|
| 株式会社   |   |
| 3      | 3 |

#### (2) 申請書の提出数（受付期間 令和3年8月10日～8月20日）

| 法人等の種類 | 計 |
|--------|---|
| 株式会社   |   |
| 2      | 2 |

### 2 指定管理者選定委員会

#### (1) 構成（計5人）

- ア 公募により選出した寝屋川市の区域内に住所を有する者 1人
- イ 経営に関する知識を有する者 1人
- ウ 学識経験を有する者 1人
- エ まちづくり推進部長 1人
- オ 当該市営住宅の指定管理を選定する上で市長が適当と認める者 1人

#### (2) 開催経過

##### ア 第1回（令和3年9月24日）

委員長の選出、副委員長の指名、書類審査及び面接審査（プレゼンテーション審査及びヒアリング審査）の方法及び審査基準の決定、書類審査の実施

##### イ 第2回（令和3年10月8日）

書類審査の結果確認、面接審査（プレゼンテーション審査及びヒアリング審査）の実施、面接審査の結果確認、指定管理者候補者の選定、選定委員会報告書の作成

#### (3) 審査基準及び審査結果

寝屋川市営住宅の指定管理者として最も適当であると認める団体（指定管

理者の候補者)を選定するため、書類審査及び面接審査(プレゼンテーション審査及びヒアリング審査)を実施した。

#### ア 書類審査

##### (ア) 審査基準

###### 【審査項目】

- a 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等が優れていること。
- b 維持修繕業務、共益施設管理業務の実施方針が優れていること。
- c 維持修繕業務、共益施設管理業務の実施体制が適正であること。
- d 入居者管理業務(入居者対応等)の実施方針が優れていること。
- e 入居者管理業務(入居者対応等)の実施体制が適正であること。
- f 市営住宅等を取り巻く様々な課題についての取組が優れていること。
- g 危機管理等に対する計画と備えが適正であること。
- h 地域と連携した魅力ある施設づくりが優れていること。
- i 人的な能力、執行体制が適正であること。
- j 財政的な能力が優れていること。
- k コンプライアンス、社会貢献が優れていること。
- l 事故・不祥事への対応、個人情報保護が適正であること。
- m これまでの実績が優れていること。
- n 節減努力が優れていること。

##### (イ) 配点

上記の審査項目のうち、a～d・g・hの各項目については5点満点、eについては10点満点、fについては15点満点、i～mの各項目については3点満点、nについては30点満点、合計点数は100点満点とし、それぞれ『(100点満点/1名)×5人=500点満点』として、全ての応募団体を対象に書類審査を実施した。

##### (ウ) 審査結果

提出書類を基に審査項目a～nの書類審査を行い、以下の得点となった。

| 項目 | 配点 | 書類審査         |   |
|----|----|--------------|---|
|    |    | (株)東急コミュニティー | B |

|    |     |     |     |
|----|-----|-----|-----|
| a  | 25  | 24  | 22  |
| b  | 25  | 24  | 24  |
| c  | 25  | 24  | 24  |
| d  | 25  | 25  | 24  |
| e  | 50  | 48  | 48  |
| f  | 75  | 66  | 70  |
| g  | 25  | 24  | 24  |
| h  | 25  | 24  | 24  |
| i  | 15  | 13  | 13  |
| j  | 15  | 14  | 15  |
| k  | 15  | 15  | 14  |
| l  | 15  | 15  | 13  |
| m  | 15  | 15  | 14  |
| n  | 150 | 150 | 80  |
| 合計 | 500 | 481 | 409 |

イ 面接審査（プレゼンテーション審査及びヒアリング審査）

(ア) 審査基準及び配点

審査基準及び配点については、書類審査と同様とし、全ての応募団体を対象に面接審査（プレゼンテーション審査及びヒアリング審査）を実施し、各委員が書類審査時の各項目の得点から加減点を行った。

(イ) 審査結果

面接審査（プレゼンテーション審査及びヒアリング審査）を行い、以下の最終得点となった。

| 項目 | 配点 | 面接審査<br>(プレゼンテーション審査及びヒアリング審査) |    |
|----|----|--------------------------------|----|
|    |    | (株)東急コミュニティー                   | B  |
| a  | 25 | 23                             | 23 |

|    |     |     |       |
|----|-----|-----|-------|
| b  | 25  | 24  | 24    |
| c  | 25  | 24  | 24    |
| d  | 25  | 25  | 22    |
| e  | 50  | 48  | 45    |
| f  | 75  | 66  | 71    |
| g  | 25  | 25  | 24    |
| h  | 25  | 22  | 24    |
| i  | 15  | 14  | 13.5  |
| j  | 15  | 15  | 15    |
| k  | 15  | 14  | 14    |
| l  | 15  | 14  | 13    |
| m  | 15  | 15  | 14    |
| n  | 150 | 150 | 80    |
| 合計 | 500 | 479 | 406.5 |

(4) 選定結果

申請者の得点に対して、選定委員による意見交換を行った結果、最終得点が最も高い、株式会社東急コミュニティーを、指定管理者の候補者として選定した。

## 指定管理者の指定 及び 指定管理者の 指定期間の変更

(寝屋川市有料自転車駐車場)

### 1 指定管理者の指定

#### (1) 施設

寝屋川市有料自転車駐車場 (7か所)

萱島駅前第1自転車駐車場

萱島駅前第2自転車駐車場

萱島駅前第3自転車駐車場

萱島駅前第5自転車駐車場

萱島駅前第6自転車駐車場

香里園駅前第3自転車駐車場

寝屋川公園駅自転車駐車場

#### (2) 団体(指定管理者の候補者)

アドバンス寝屋川マネジメント株式会社

〔所在地 大阪府寝屋川市早子町23番2-217号〕  
〔代表取締役 久本 歩〕

#### (3) 指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで(5年間)

#### (4) 選定手続

『寝屋川市有料自転車駐車場条例』第6条の規定に基づき、指定管理者の候補者として、「寝屋川市が出資している団体であって、その業務が地域の振興その他公益の増進に寄与するとともに、寝屋川市の事務又は事業と密接に関連を有し、かつ、有料の自転車駐車場の運営の実績を有するもの」である「アドバンス寝屋川マネジメント株式会社」を選定した。

※ 地域の振興その他公益の増進への寄与という観点も踏まえつつ、その管理業務を効果的・効率的に遂行するため、当該指定管理者により、有料自転車駐車場の一体的な管理を図ることとする。



## 2 指定管理者の指定に係る変更

### (1) 変更する理由

地域の振興その他公益の増進への寄与という観点も踏まえつつ、その管理業務を効果的・効率的に遂行するには、寝屋川市が設置する有料自転車駐車場の一体的な管理を図る必要があることから、1(3)の指定の期間に合わせ、現行の有料自転車駐車場の管理に係る指定管理者〔アドバンス寝屋川マネジメント株式会社〕の指定の期間〔終期〕を変更するものとする。

### (2) 変更する内容

#### 指定の期間〔終期〕

変更前 平成35年(令和5年)3月31日まで

変更後 令和9年3月31日まで

〔根拠法令〕

地方自治法第244条の2第6項

【自転車駐車場位置図 = 17ページ~19ページ】

